

「県民ゴルフ場」の指定管理者の候補者選定結果について

- 1 施設名 県民ゴルフ場
- 2 募集期間 平成27年8月25日から平成27年10月6日まで
- 3 申請団体数 2団体
- 4 指定管理者の候補者
団体名： 株式会社山形ゴルフ倶楽部
住 所： 東村山郡山辺町大字大蔵 3197-1

5 審査の方法

選定基準に基づき、山形県企業局指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授の外部有識者を含む計6名で構成。審査委員会当日は都合により1名欠席）における下記の審査を経て、候補者を選定した。

（1）審査の手順

- ・ 申請団体の資格要件への適合の確認
- ・ 事務局から各申請概要の説明
- ・ 各申請団体による事業計画内容についてのプレゼンテーション
- ・ 申請団体に対する質疑、応答
- ・ 各審査委員による評点及び各評点結果の集計
- ・ 評点結果に基づく総合的な審議・評価

（2）評価の方法

募集要項に示した選定基準に基づき、サービスの向上、利用者の増加策、施設の保守管理、納付金額の確保、地域貢献等を中心に、幅広い見地から総合的に審議・評価し、候補者とすべき者を決定した。

6 選定基準

選定基準	審査項目	審査基準	配点
I 基本事項	施設の設置目的と管理運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が示す管理運営方針と申請者が提案した方針は合致しているか。 ・ 申請者の経営モラルは適切か。 	適・否
	収支計画の適確性及び実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収支の積算と事業計画は整合性が図られているか。 ・ 収支計画は実現可能なものか。 ・ 業務遂行のための適切な積算となっているか。 	
	施設の維持管理の適確性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が求める維持管理の基準に合致しているか。 	
	労働法令の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働関係法令は遵守しているか。 ・ 最低賃金は遵守しているか。 	
II 施設の平等利用の確保	平等利用を図るための具体的な手法と期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平等利用の確保が図られているか。 ・ 事業内容に偏りがいないか。 	5点
III 事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができる	企業局への納付金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的な運営により納付金を提案できているか。 各申請者の得点=20点× $\frac{\text{(申請者の納付額)}}{\text{(最高納付額)}}$ 注) 納付金額が1,000万円未満の場合は失格、不受理とする。	20点
	サービスの向上を図るための具体的な手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス向上のための取組内容は適切か。 ・ 募集要項（仕様書）で示した内容への提案として適切か。 ・ 利用時間、利用料金の設定は適切か。 ・ 施設の機能や設備を十分に活用した提案となっているか。 ・ 自主事業の企画内容は、サービスの向上を一層図るものか。 	30点
	施設の維持管理の内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業局が求める管理の基準に合致しているか。 ・ 施設の防犯・防災対策、利用者の安全確保対策は十分か ・ 類似施設の管理実績 	6点
	利用者の増加を図るための具体的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用拡大の取組内容は十分か。 ・ 広報計画の内容は適切か。 ・ 関係機関との連携は十分か。 	5点
	管理運営に有益な地域における活動（地域貢献）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域との関わりが強い活動や地域と一体となった活動等 ・ 地域、関係機関、ボランティアとの連携は十分か。 	5点
	IV 事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有する	安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員体制（人数、配置体制）は十分か。 ・ 責任の所在は明確か。 ・ 有資格者、経験者等の配置は十分か。 ・ 職員の採用、確保方策は適切か。 ・ 職員の育成、研修体制は十分か。 ・ 外部委託の実施計画は妥当か。 ・ 共同体の場合、構成団体の責任・役割分担は妥当か。
財務状況及び経営的基盤		<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者の財務状況は健全か。 ・ 金融機関、出資者等の支援体制は十分か。 	7点
V その他	利用者要望への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者等からの苦情、要望の把握及びそれらへの対応体制は妥当か ・ トラブルの未然防止、発生時の対策は妥当か。 	5点
	緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災対策及び緊急時の対策は妥当か。 	5点
	個人情報保護及び情報公開の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護及び情報公開の取組は妥当か。 	5点
合計点数			100点

7 選定理由

山形県企業局指定管理者審査委員会における審査結果は次表のとおりであり、この審査結果を踏まえ、「株式会社山形ゴルフ倶楽部」を指定管理者の候補者として選定した。

区分	株式会社山形ゴルフ倶楽部 (A)	(B)
選定基準Ⅰ	適格	適格
選定基準Ⅱ	3.6	3.4
選定基準Ⅲ	55.2	50.0
選定基準Ⅳ	11.0	7.2
選定基準Ⅴ	10.8	9.8
合計	80.6	70.4

○ 選定基準Ⅰについて、2者とも適格と判断された。
○ 選定基準Ⅱについて、2者とも大きな差はなかった。
○ 選定基準Ⅲについて、企業局への納付金額はAが1,000万円、Bが1,200万円とBの提案した納付金額がAを上回った。一方で、サービスの向上や施設の維持管理、利用者の増加を図るための取組みにおいて、グランドシニアやレディース、ジュニアがより楽しくプレーするための工夫、年間を通じた芝の密度維持のための野芝化、レストランにおける地元食材の使用など、Aからの提案がより具体的で実現可能性が高いとして、高い評価を得た。
○ 選定基準Ⅳについて、Aから提案された運営体制などの評価がBを上回った。
○ 選定基準Ⅴについて、2者とも大差はないが、Aがやや高い評価を得た。

以上、適格性を評価した選定基準Ⅰを除く全ての選定基準において評価が高かったA（株式会社山形ゴルフ倶楽部）を指定管理者の候補者とするのが適当であると認められた。

(注1) 点数は、各審査員の平均値である。

(注2) 点数は、小数第2位を切り捨てたものである。

8 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで